

高知県後期高齢者医療広域連合長告示 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 152 条第 1 項の規定に基づき、高知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者を次のとおり定める。

令和元年 11 月 29 日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名
高知県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
高知県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 清藤 真司
- 2 職務代理期間
令和元年 11 月 30 日から高知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 11 日県指令 18 市振第 1295 号）第 12 条第 3 項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまで